

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人が令和6年11月5日に提起した処分庁による子育て支援員研修の修了証書の不交付についての審査請求について、これを棄却しようとする審査庁の裁決の内容は、妥当である。

第2 事案の概要

- 1 令和6年4月5日、審査請求人は、令和6年度八尾市子育て支援員研修（以下「本件研修」という。）を受講するため、受講申込書（令和6年4月2日付け）を八尾市こども若者部保育・こども園課（以下「保育・こども園課」という。）に提出した。なお、本件研修は、処分庁が株式会社■■■■（以下「研修事業者」という。）に委託して実施したものである。
- 2 令和6年4月18日、処分庁は、審査請求人からあった受講申込みに対して受講を承諾したので、審査請求人に対し、「令和6年度八尾市子育て支援員研修受講のご案内」を送付した。なお、受講料は無料で、テキスト代等の実費分のみ支払が必要であった。
- 3 審査請求人は、令和6年5月8日、10日、14日、21日、28日及び30日に開催された6日間の研修を全て受講し、また同年6月10日及び11日に■■■■（以下「こども園」という。）において行われた2日間の見学実習にも参加するとともに、見学実習レポートを提出した。また、審査請求人は、見学実習の参加に当たり、令和6年5月29日付けで市長あてに実習時の個人情報の取扱いに関する誓約書を提出した。誓約書には、「私は、実習先において知り得たお客様やそのご家族の情報、及び法人・事業者の情報を他言しないこと、また実習終了後も同様とすることを誓約いたします。」と記載されている。
- 4 令和6年6月11日の見学実習終了後、研修事業者の担当者から保育・こども園課の職員に対して、「今日の見学実習の昼休憩中に別の実習生■■■■のポケットから電源が入ったボイスレコーダーが床に落ちた。録音しないでくださいと本人に言ったら電源を切った。」旨の申告が受講者Aからあったとの報告が電話であり、審査請求人が見学実習先にボイスレコーダーを持ち込んでいたことが発覚した。
- 5 令和6年6月12日、保育・こども園課の職員が、審査請求人によるボイスレコーダーの持込みの事実確認のため、審査請求人の勤務先（受講申込書に記載された「■■■■」八尾市■■■■）に電話したところ、審査請求人から■■■■で勤務しているのではなく、■■■■（八尾市■■■■）で勤務しているとの説明があった。審査請求人が令和6年4月2日付けで保育・こども園課に提出した受講申込書には、勤務先の施設名として「■■■■」と記載されていたので、保育・こども園課の職員が、審査請求人に対し、雇用契約書、実習時の出勤が分かる資料及びボイスレコーダーを持って保育・こども園課に来課するよう要請した。なお、子育て支援員研修は、定員（50人）を超える申込みがあった場合には、優先順位を決めて受講者を決定する仕組みが導入されており、八尾市内の認定こども園及び保育所、小規模保育施設に従事中の者は、優先順位が1位となっている（研修チラシに記載あり）。
- 6 令和6年6月13日、保育・こども園課の職員の求めに応じ、審査請求人及び■■■■氏が雇用契約書、実習時の出勤が分かる資料及びボイスレコーダーを持って保育・こども園課に来課した。雇用契約書は、令和■■年■■月■■日付けで、雇用期間：令和■■年■■月■■日～令和■■年■■月■■日、就業

場所：所在地に同じ、職種：事務・保育補助、業務の都合により、職種変更、配置転換を命ずることがあるとの条件で[]（所在地：八尾市[]）と審査請求人との間で締結されていた。また、令和6年6月11日の出勤状況としては、8時38分に出勤と出勤簿に記録されていた。ボイスレコーダーには、実習中の録音内容はなかった。[]氏が審査請求人に問い質したところ、審査請求人は「録音はしていない」とのことであった。なお、この日の録音データとして「おはようございます」などといった音声は13分7秒にわたって記録されていた。また、審査請求人は[]、[]氏からは、審査請求人は[]、[]と説明があった。

- 7 令和6年6月18日付けで[]から保育・こども園課に対し改善報告書が届いた。そこには、「調査の結果、本人は[]、[]のために、ボイスレコーダーを携帯していたとのことです。2024年6月13日に保育・子ども園課の[]、[]様にもご確認いただきましたように、一切録音はしていませんでした。」との記載があった。
- 8 令和6年7月5日、保育・こども園課の職員が審査請求人に対し複数回架電したが、電話に出ることがなかったので、保育・こども園課への連絡を求める文書を審査請求人の自宅に発送した。
- 9 令和6年7月11日、審査請求人から保育・こども園課の職員に電話があり、審査請求人は、ボイスレコーダーの持込みを認めるも、録音はしていない旨の主張があった。
- 10 令和6年7月28日、保育・こども園課の職員が、審査請求人によるボイスレコーダーの持込み及び録音行為について研修事業者に通報した受講者Aに当時の状況を確認した。
- 11 令和6年8月5日、保育・こども園課の職員が、審査請求人の両隣に座っていた受講者B及びD並びに対面に座っていた受講者Cに当時の状況を確認した。
- 12 令和6年8月13日、処分庁は、こども園で行われた見学実習において、審査請求人がボイスレコーダーを持ち込み、録音していたことを認める趣旨の発言をした事実が認められることに加え、その事実関係を確認する際に、個人情報の管理の必要性を認識していないことがうかがわれる言動があったことを踏まえ、子育て支援員として子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したとは認められないと判断し、見学実習及び見学実習オリエンテーションについては、修了扱いをせず、これら以外の科目について修了扱いをした上で、審査請求人に対して、子育て支援員研修修了証書（研修の全科目を修了した者に交付されるものをいう。以下「修了証書」という。）を交付せず、子育て支援員研修一部科目修了証書（以下「一部証書」という。）を交付した。
- 13 令和6年11月5日、審査請求人は、八尾市長に対し、修了証書の交付を拒絶した処分には、違法又は不当な点があるとして、その取消し及び修了証書の交付を求め、審査請求をした。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

修了証書の交付を拒絶した処分を取り消し、修了証書を交付せよ。

(2) 審査請求の理由等

審査請求書、反論書等に記載のとおり。

2 処分庁の主張

(1) 審査請求の趣旨に対する弁論

主位的に本件審査請求を却下するとの裁決を求め、予備的に本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

(2) 処分内容及び理由等

弁明書等に記載のとおり。

第4 審理員意見書の要旨

1 結論

本件処分に対する審査請求については、理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されることが相当であると思料する。

2 理由

審理員意見書のとおり。

第5 審査庁が行おうとする裁決の内容

1 結論

本件処分に対する審査請求については、理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却する。

2 理由

審理員意見書に記載のとおり、本件処分に違法又は不当な点が認められなかったため。

第6 審査会の判断の理由

1 処分庁が審査請求人に対して修了証書を交付しなかった行為に違法又は不当な点があったか否かについて

(1) 論点整理

ア 処分庁が審査請求人に対して修了証書を交付しなかった行為は、行政手続法第2条第2号及び行政不服審査法第1条第2項に規定する行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に該当するか。また、行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分に該当するか。

イ 修了証書の不交付が行政庁の処分に当たるとした場合に、子育て支援員研修の科目を全て受講した審査請求人に対し、修了証書を交付しない裁量が処分庁にあるか。

ウ 事前に知らされていないボイスレコーダーの持込み不可について、処分庁がその持込み等を理由に、審査請求人が子育て支援員としての知識や技術等を修得したと認められないとして、審査請求人に対し、修了証書を交付しなかった行為に違法又は不当な点があるか。

エ 処分庁が審査請求人に対して修了証書を交付しなかった行為に行政手続法に定める理由の提示義務があるか。

オ 処分庁が審査請求人に対して修了証書を交付しなかった行為に行政不服審査法に定める教示義務があるか。

(2) 本件に係る法令等の規定について

ア 実施要綱には、次のように定められている。

(ア) 「子育て支援員」とは、実施要綱に基づき都道府県又は市町村により実施される基本研修及び専門研修の全科目を修了し、子育て支援員研修修了証書の交付を受けたことにより、

子育て支援員として子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者である。（実施要綱第2項）

(イ) 子育て支援員研修の実施主体は、都道府県若しくは市町村又はこれらの者の委託を受けた者である。（実施要綱第3項）

(ロ) 子育て支援員研修の対象者は、育児経験や職業体験など多様な経験を有し、地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、実施要綱第4項各号に定める子育て支援分野の各事業等の職務に従事することを希望する者及び現に従事する者とする。（実施要綱第4項）

(ハ) 子育て支援員研修の実施方法及び内容に関する留意事項として、次の記載がある。（実施要綱第5項第3号ウ）

a 研修を実施する際には、研修内容を鑑みて、適切な定員を設定すること。

b 基本研修及び専門研修の詳細については、別に定める「子育て支援員研修の研修内容等の留意点について」を参考に行うものとする。

(ニ) 修了証書の交付

都道府県知事又は市町村長は、基本研修及び専門研修について、研修の全科目を修了した者に対して修了証書を交付する。（実施要綱第6項第2号）

(ホ) 修了証書等の効果

修了証書等は、これを交付した都道府県又は市町村以外の全国の自治体において効力を有するものである。（実施要綱第6項第4号）

(ヘ) 子育て支援員研修の留意事項として、次の記載がある。（実施要綱第13項）

研修実施者は、研修受講者が演習及び実習において知り得た個人の秘密の保持について、受講者が十分に留意するよう指導すること。

イ 子育て支援員研修の研修内容等の留意点について（令和6年3月30日付け事務連絡こども家庭庁成育局成育環境課通知）において、子育て支援員研修の（基本・専門）の修了について、次のように記載されている。

子育て支援員研修の（基本・専門）の修了については、実施要綱において、試験等の受講者の習熟度を判断する仕組みを設けていないが、修了の際にはレポート等の提出を求めるほか、研修実施者は演習や見学実習などにより受講者の習熟度を見極めるよう留意するとともに、地域の実情や研修受講者に応じたきめ細やかな研修が行われるよう努められたい。

ウ 修了証書の交付に関する処分庁の質問に対するこども家庭庁の回答は、次のとおりである。

【ご質問】子育て支援員研修の修了証書の交付について（令和6年7月1日こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係回答）

子育て支援員研修事業実施要綱上、子育て支援員は、「「子育て支援員研修修了証書」（以下「修了証書」という。）の交付を受けたことにより、子育て支援員として子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者である」とあるため、研修は受講したが、子育て支援員としての知識や技術等を修得したと認められない場合、修了証書の交付はしかねるという判断もあり得ると考えます。

修了証書の交付の可否につきましては、自治体にて適切にご判断いただきますようお願いいたします。

エ 子育て支援員研修地域保育コース＜選択科目：地域型保育＞シラバスには、次の記載がある。

＜科目＞見学実習オリエンテーション（演習・30分～60分）

＜目的＞

1. 見学実習を行うに当たって必要な配慮事項や見学のポイントについて理解する。

＜内容＞

2. 見学実習のポイントと配慮事項（一部抜粋）

見学先の子どもや保育者に関する個人情報等の取扱いに留意することを理解する。

オ 子育て支援員研修基本研修シラバスには、次の記載がある。

＜科目名＞

対人援助の価値と倫理（講義・60分）

＜目的＞

4. 保護者・関係者・関係機関との連携・協力の必要性について理解する。

＜内容＞

3. 守秘義務・個人情報の保護と苦情解決の仕組み

利用者のプライバシーに関わる情報の保護に留意した援助と守秘義務について理解する・・・また、子育て支援分野のサービス利用における利用者の権利擁護や権利侵害への対応や仕組みについて理解する。

(1) プライバシーの保護と守秘義務

(2) 利用者の権利擁護と苦情解決

カ 子育て支援員研修テキスト（第2版）

研修テキストには、次のように、子どもや保護者のプライバシーの保護や保護者との信頼関係の構築に関する記載がある。

P40 4. 守秘義務・個人情報の保護と苦情解決のしくみ

□プライバシーの保護と守秘義務

子どもや保護者のプライバシーの保護は、親子の基本的な権利であるが、子育て支援員は職務上、子どもや保護者のプライバシーを知り得る立場にいる。そのため、子育て支援員はプライバシーの保護と秘密保持に努める必要がある。この点は・・・。

さらに、プライバシー保護に関連して、子育て支援員は個人情報を適切に取り扱うことが求められる。例えば・・・また、このことは職場を離れた後も同様である。

P40 5. 保護者・職場内・関係機関・地域の人々との連携・協力

□保護者との連携

子どもの時期（特に乳幼児期）に親子関係の重要性や子どもの生活の連続性を考慮すれば、支援にあたって、保護者との協力関係は不可欠である。

そのために、まずは親子関係の重要性を認識するとともに、保護者と信頼関係を築く必要がある。

キ 行政手続法（平成5年法律第88号）の規定

行政手続法第8条は、第1項で「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。」と、第2項で「処分を書面でするときは、処分の理由は、書面でなければならない。」旨規定されている。

行政手続法第2条第3号において、「申請」とは「法令に基づき、行政庁の許可、認可、

免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。」とされている。また、同条第1号において「法令」とは「法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例及び地方公共団体の執行機関の規則（規程を含む。）をいう。」とされている。

行政手続法第13条第1項において「行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。」旨規定されている。また、同法第2条第4号において「不利益処分」とは、行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいうとされているが、同号口の規定により申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分は除かれることになる。

行政手続法第3条には、「次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。」とし、同条第11号において「専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分」が規定されている。

ク 行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定

行政不服審査法第1条第2項において「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（以下単に「処分」という。）に関する不服申立てについては、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。」と規定されている。

行政不服審査法第2条において「行政庁の処分に不服がある者は、第4条及び第5条第2項の定めるところにより、審査請求をすることができる。」と規定されている。

行政不服審査法第7条には「次に掲げる処分及びその不作為については、第2条及び第3条の規定は、適用しない。」とし、同法第7条第11号において「専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分」が規定されている。

行政不服審査法第82条第1項において「行政庁は、審査請求若しくは再調査の請求又は他の法令に基づく不服申立て（以下この条において「不服申立て」と総称する。）をすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。」と規定されている。また、同法第83条第1項において教示をしなかった場合の不服申立てとして「行政庁が前条の規定による教示をしなかった場合には、当該処分について不服がある者は、当該処分庁に不服申立書を提出することができる。」と規定され、また、同条第5項において「第1項の規定により不服申立書が提出されたときは、初めから当該処分庁に審査請求又は当該法令に基づく不服申立てがされたものとみなす。」旨の規定が置かれている。

(3) 認定した事実

ア 子育て支援員研修の実施

処分庁は、実施要綱に基づき、研修事業者に委託して令和6年度八尾市子育て支援員研修（地域保育コース地域型保育）を実施した。なお、本件研修は、基本研修及び基本研修を修了した者を対象とする専門研修（見学実習を含む。）で構成されている。基本研修は令和6年5月8日及び10日に、専門研修（見学実習を除く。）は同月14日、21日、28日及び30日に

行われた。見学実習は、審査請求人を含むグループにおいては、6月10日及び11日のそれぞれ午前9時30分開始でこども園において行われた。

イ 子育て支援員研修の受講等の状況

審査請求人は、基本研修及び専門研修に全て出席し、また、見学実習にも参加し、見学実習レポートを研修事業者に提出した。

ウ ボイスレコーダーの実習先への持込み

令和6年6月11日の見学実習において、審査請求人がボイスレコーダーをポケットの中に入れて実習に参加していた。審査請求人は録音行為を否定しているものの、持込みについては認めている。

エ ボイスレコーダーを持ち込んだ理由

審査請求人の勤務先である[]氏が令和6年6月18日付けで処分庁の職員に提出した改善報告書によれば、同社の調査の結果として「審査請求人は[]、[]のために、ボイスレコーダーを携帯していたとのことです。」と記載されている。そして、そのことを裏付けるように、令和7年5月13日に処分庁から提出された回答書（審理員による質問に対する回答）によれば、令和6年6月13日に審査請求人及び[]の担当者である[]氏が来庁し、処分庁の職員である保育・こども園課の[]と[]氏が対応した際に、審査請求人は、[]、[]氏からは、審査請求人は[]、[]との説明があった旨の記載がある。さらに、令和7年5月15日付けで審査請求人から提出された意見書によれば「審査請求人は、本件実習中を問わず、常時ICレコーダーを所持している」旨の記載がある。このことから、審査請求人は、[]目的でボイスレコーダーを日常的に所持していたものと認められる。

オ ボイスレコーダーの持込み及び録音の禁止

処分庁及び審査請求人から提出された全ての書類を見分したが、ボイスレコーダーの持込みを禁止するとの表記がある文書はなかった。一方、処分庁から提出された「「個人情報保護誓約書」について」によれば、令和6年5月28日午後4時30分から研修事業者の[]氏が受講者に対し個人情報保護誓約書の説明を行った際、「保育室には携帯電話を持ち込まないよう宜しくお願い致します。」との説明を行ったことが分かる記録が提出されている。しかし、これは研修事業者社員のシナリオに過ぎず、実際にこのシナリオどおりの説明が行われたかについては提出された証拠書類からは確認できない。そこで、処分庁から提出された弁明書に添付された「弁明書「3. 交付に至るまでの経緯(7)・(8)」参考資料」を見ると、令和6年7月29日に処分庁の職員が受講者Aから聴取した記録において、令和6年6月11日に他の受講者が審査請求人に対し「守秘義務の誓約書の説明の時に、携帯電話は保育室に持ち込んだらあかんって言われているのに、（ボイスレコーダーを持ち込んだら）あかんやん。」と注意したこと、また受講者Aから処分庁の職員に対して「携帯電話については、全員が控室に置いて、保育室での実習を受けていた。」との発言があったことからすると、研修事業者の[]氏において携帯電話の持込みをしないように説明したとの記録は事実であると認められる。

携帯電話の保育室への持込みを禁止する趣旨は、実習中の通話を禁止することに留まらず、通話機能や録音機能により園外に園児や保護者のプライバシーに関する情報が漏洩すること

を防ぐ趣旨にあることは、令和6年5月10日付け「見学実習における注意事項」中「5. 実習における注意事項」に記載の「見学実習中は、携帯電話の電源をお切りください。」、「実習で知り得たお客様やご家族の情報等を他言しないこと。」（個人情報保護誓約書にも同様の記載あり。）といった表記からも明らかである。また、携帯電話の録音機能を使って園児や保護者のプライバシーに関する情報が録音され、その録音されたデータが保存された携帯電話が園外に持ち出された場合には、消去しない限り、いつでも容易かつ正確な内容で漏洩することができる環境ができるとともに、紛失等により本人の意思に反して漏洩することが起こり得る可能性がある。そうすると、携帯電話の持込みが禁止されている以上、ボイスレコーダーの持込みが認められる余地はなく、また持込みが認められないのだから録音が認められないことは、一般人をして容易に理解し認識できるものであると認められる。

そうすると、審査請求人は、保育室への持込みが禁止されていたボイスレコーダーを持ち込んでいたことが認められる。

カ 弁明書に添付された受講者の供述

受講者AからDまでの供述について、それぞれの受講者と審査請求人が本件研修以前に何らかの関係があったことを認める証拠はなく、また、審査請求人からも見学実習先の控室での昼休憩中に審査請求人と一緒にいたこれらの受講者について自己と関係がある人物といった主張はなされていない。また、修了証書の交付は、競争試験ではなく、受講者同士はライバルになるといった関係にもない。そうすると、これらの受講者が審査請求人にとって不利になるような虚偽の発言をする理由や動機は認められない。また、受講者Aは、審査請求人の録音行為により実習生全員に不利益が生じることや、自分たちの会話も録音されていて不安な気持ちになったことを通報の理由としており、その理由に不自然なところは見当たらない。

令和7年3月21日に処分庁から提出された記録には、令和6年6月11日に研修事業者の■■■■氏から処分庁の職員に電話があった内容が記録されている。その内容は、「受講者Aから研修事業者の■■■■氏に電話があり、今日の見学実習の昼休憩時に別の実習生■■■■のポケットから電源が入ったボイスレコーダーが床に落ちた。録音しないでくださいと言ったら、電源を切った。」との内容であった。これは、弁明書に添付された処分庁の職員が令和6年7月29日に受講者Aから聞き取った内容とも符合するものである。さらに、受講者Bの供述内容の中で審査請求人がボイスレコーダーを持ち込んだ理由として説明した「行っている職場で、毎朝、課題に対する回答を発表させられるからポケットの中に入れていた。」との内容は、受講者A及びDもこの審査請求人の主張を聞いていることが供述書に記載されている。また、令和7年5月13日付けの処分庁からの回答書によれば、令和6年6月12日の保育・こども園課職員による事実確認に対し、審査請求人は、ボイスレコーダーを持っていた理由について、（勤務先の）■■■■の朝礼の内容を録音しており、見学実習当日に■■■■に出勤してから■■■■実習に行ったためと説明している。また、同月13日に審査請求人と■■■■の担当者である■■■■氏が保育・こども園課に来課した際に審査請求人の出勤簿を確認し、同月11日（見学実習当日）の出勤時間が午前8時38分で記録されていること、またこの日の音声データが13分7秒にわたって記録され、そこには「おはようございます。」といった音声記録され、■■■■に出勤した際のものと認められるという。そうすると、受講者A、B及びDが審査請求人から聞いた内容「日頃か

ら活用している。（勤務先で）言われたことを聞き直すために。」、「行っている職場で、毎朝、課題に対する回答を発表させられるからポケットの中に入れていた。」、「仕事中使用することがあるので」と一致することが分かる。また、審査請求人は[REDACTED]、[REDACTED]氏からは審査請求人は[REDACTED]、また、令和6年6月18日付けで[REDACTED]氏から提出された改善報告書には、審査請求人には[REDACTED]のためにボイスレコーダーを携帯していたことが記載されている。さらに、令和7年5月15日付けで審査請求人から提出された意見書には、審査請求人は常時ICレコーダーを所持していることが記載されている。そうすると、見学実習については実習レポートの提出が求められていることを加味すると、審査請求人は[REDACTED]目的でボイスレコーダーを見学実習先に持ち込み、見学実習中に実習内容を録音するには十分な理由と動機が認められる。なお、受講者Bは、審査請求人の隣に座っており、審査請求人のポケットから落ちたボイスレコーダーを受講者Bも屈んで拾ってあげようとしたことからボイスレコーダーを至近距離で視認しているのであって審査請求人が主張するような見間違いは考えにくい。

以上のことから、受講者AからDまでの供述内容は、いずれも真実であると認められる。

キ 審査請求人の録音行為

前記ウに記載のとおり審査請求人は見学実習中において保育室にボイスレコーダーを持ち込んだことを認め、また前記エに記載のとおり審査請求人にはボイスレコーダーを持ち込み録音する理由と動機があり、前記オに記載のとおり、ボイスレコーダーの持込み禁止について、規範違反に直面する機会もあったと認められる。さらに、前記カに記載のとおり、受講者Bが昼休憩時に当該ボイスレコーダーが稼働していることを至近距離で視認（ボイスレコーダーの秒針のタイマーの作動）するとともに、受講者Bに持ち込んだ理由を説明し、受講者Bからの「消してください。」との要求に対し、審査請求人が「はい消しました。」と応じていること、また、その審査請求人の発言を受講者A、C及びDが聞いていたことが認められる。

なお、当該ボイスレコーダーが稼働状態となった時刻は不明だが、受講者Bが審査請求人のポケットから落ちたボイスレコーダーが稼働中であることを視認したのが昼休憩時であったとするとボイスレコーダーの電源が入ったのはそれより前の時間となり、審査請求人がボイスレコーダーを持ち込んだ理由が[REDACTED]のためであることを考えると、昼休憩中に電源を入れる理由はないので、見学実習を含む時間において稼働状態であったと推認できる。

そうすると、審査請求人は、持込みが禁止されていたボイスレコーダーを見学実習中に保育室に持ち込み、さらに令和6年5月10日付け「見学実習における注意事項」中「5. 実習における注意事項」に記載の「見学実習中は、携帯電話の電源をお切りください。」とされていたにもかかわらず、ボイスレコーダーの電源を入れていたと推認できる。

なお、令和6年6月13日に審査請求人及び[REDACTED]の担当者である[REDACTED]氏が来庁し、処分庁の職員である保育・こども園課の[REDACTED]と[REDACTED]氏が対応した際に審査請求人が持参したボイスレコーダーの録音内容を確認したときには、見学実習の録音データは保存されていなかったものであるが、受講者Bの供述によれば、審査請求人は、受講者Bの指摘を受けて、見学実習の昼休憩の時にボイスレコーダーから録音データを削除した旨の主張をしてい

ることから、令和6年6月13日に保育・こども園課を訪れた際に録音データが残っていなかったとしても、それは審査請求人が録音データを削除したことによるものであって、審査請求人が録音行為を行っていないことを証明するものではない。

ク 修了証書の交付要件

実施要綱6(2)において、都道府県知事等は、研修の全科目を修了した者に対して修了証書を交付するとの記載がある。また、令和6年4月18日付けで保育・こども園課から審査請求人あてに通知した「令和6年度八尾市子育て支援員研修受講のご案内」によれば、「子育て支援員研修修了証書」は全ての講義を修了した方に交付することが記載されている。

次に、子育て支援員研修の研修内容等の留意点について（令和6年3月30日付け事務連絡こども家庭庁成育局成育環境課通知）別紙「子育て支援員研修の研修内容等の留意点について」（以下「研修内容等の留意点」という。）において、子育て支援員研修（基本・専門）の修了については、実施要綱において、試験等の受講者の習熟度を判断する仕組みを設けていないが、修了の際にはレポート等の提出を求めるほか、研修実施者は見学実習などにより受講者の習熟度を見極めるよう留意するようとの記載がある。また、令和6年7月1日付けこども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係の回答によれば、「子育て支援員研修の修了証書の交付について、子育て支援員研修事業実施要綱上、子育て支援員は、子育て支援員研修修了証書（以下「修了証書」という。）の交付を受けたことにより、子育て支援員として子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者であるとあるため、研修は受講したが、子育て支援員としての知識や技術等を修得したと認められない場合、修了証書の交付はしかねるという判断もあり得ると考える。」との見解が示されている。

そうすると、修了証書は、全ての講義を受講し、見学実習に参加の上、見学実習レポートを提出した者のうち、見学実習等において子育て支援員としての知識や技術等を修得したと認められない事実がある者を除いて交付されるものと認められる。

ケ 修了証書の交付の効果

実施要綱の4．対象者の欄を見ると、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）において、研修の修了が保育補助者や保育従事者としての従事要件となっている旨の記載がある。また、実施要綱の6．(4)の修了証書等の効果の欄を見ると、修了証書等は、修了証書等を交付した都道府県等以外の全国の自治体において効力をもつとある。

また、令和6年4月18日付けで保育・こども園課から審査請求人あてに通知した「令和6年度八尾市子育て支援員研修受講のご案内」には、「子育て支援員研修修了証書」は、子育て支援員として保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認めるものであり、日本全国の保育所（園）や認定こども園、その他企業主導型保育施設等（企業主導型保育、事業所内保育、家庭的保育）で就業が可能となりますとの記載がある。

(4) 論点に対する判断

ア 処分庁が審査請求人に対し、修了証書を交付しなかった行為は、行政手続法第2条第2号及び行政不服審査法第1条第2項に規定する行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為

に該当するか。

修了証書の不交付が行政庁の処分に該当するか否かについては、行政庁が公権力の行使として行う行為であって、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているもの（最高裁昭和39年10月29日判決）に該当するか否かで判断すべきと解される。つまり、行政庁の行為であって、①法律に基づいて行われる行為であり、かつ、②直接その権利義務を形成し、又はその範囲を確定するような法的効果が認められるものが、行政庁の処分に該当することになる。

この点、実施要綱に基づき行われる子育て支援員研修については、市が受講希望者からの申込みを受けて、市から受講の承諾を受けた者が研修を受講できるものである。ただし、定員（50人）を超える申込みがあった場合には、優先順位（研修チラシに記載あり。）を決めて受講者を決定する仕組みが導入されている。研修の受講者の決定については、法令にも、また実施要綱にも根拠となる規定はないので、処分性は認められず、契約関係に基づくものと認められる。一方、修了証書の交付については、研修を受講した者のうち、市長が研修を修了したと認められる者に対して交付するものであるから、処分性の有無について検討する必要がある。

本件研修は、法令に根拠はなく、実施要綱に基づいて行われているものと認められる。そこで、実施要綱の4. 対象者の欄を見ると、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）において、研修の修了が保育補助者や保育従事者としての従事要件となっている旨の記載がある。具体的に同令第23条第3項、第31条第1項及び第34条第2項の規定を見ると、事業者が事業所等に配置する職員の資格の一つに市町村長が行う研修を修了した者とある。当該研修を修了した者とは、修了証書の交付を受けた者をいうものと認められる。そうすると、子育て支援員研修を受講する者にとっては、修了証書が交付されてはじめて、子育て支援員、同令で定めるところの保育補助者や保育従事者として事業所等において保育に従事することができる地位が与えられるものと考えられる。よって、修了証書の交付行為は、子育て支援員研修を受講する者に子育て支援員として保育に従事できる法的地位を付与するものであり、修了証書の不交付行為は、その法的地位を否定するものであることから、修了証書の交付又は不交付という行為は、行政庁の処分に該当するものと認められる。

なお、処分庁は、仮に処分性が認められるとしても、行政手続法第3条第1項第11号及び行政不服審査法第7条第1項第11号に規定する「専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分」は適用除外となる旨主張する。この点、コンメンタール行政法Ⅰ行政手続法・行政不服審査法（第3版）（P67）によると「「専ら・・・結果についての処分」とは、試験または検定の結果のみに基づいて判断することとされている処分をいう。したがって、試験または検定の結果に他の要件を加味してされる処分、例えば、欠格事由への該当、不正行為などを理由とする不合格決定は、本号の対象とならない。」とある。これを本件にあてはめると、処分庁が行った修了証書の不交付は、事前に持ち込まないように説明があった携帯電話について、その持込みが禁止されている趣旨を考えたときには、到底認められないボイスレコーダーを保育室に持ち込み、さらに、令和6年5月10日付け「見学実習における注意事項」中「5. 実習における注意事項」に記載のとおり見学実習中は携帯電話の電源を切るように求められていたにもかかわらず、稼働中のボイスレコーダーを他の受講者が視

認するとともに、審査請求人が録音していたことを認める趣旨の発言をした事実に加え、処分庁の職員による事実関係の確認の際に「何が悪いのか」、「反省することはない」等、個人情報管理の必要性を認識していないことがうかがわれる言動を踏まえて行ったものと認められる。そうすると、修了証書の不交付は、研修の受講という結果のみに基づいて判断したものではないので、これらの規定は適用されない。

次に、修了証書の不交付が行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分に該当するか否かについて、不利益処分とは、行政庁が、法令（法律、法律に基づく命令及び告示、条例、地方公共団体の執行機関の規則及び規程）に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分（同号イからニに該当する処分を除く。）をいうとされている。

この点、修了証書の交付又は不交付は、法令に基づいて行うものではなく、研修実施者である市長が、研修を修了したと認められる者に対し、実施要綱で定めるところにより行うものである。また、修了証書の交付又は不交付は、審査請求人に義務を課したり、又は審査請求人の現に有する権利を制限するものには該当しない。よって、修了証書の交付又は不交付は、行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分には該当しない。

イ 修了証書の不交付が行政庁の処分に当たるとした場合に、子育て支援員研修の科目を全て受講した審査請求人に対し、修了証書を交付しない裁量が処分庁にあるか。

前記(3)クに記載のとおり、修了証書の交付要件は、原則研修の受講を要件とするものではあるが、研修内容等の留意点に記載があるように、子育て支援員研修には、習熟度を判断する仕組みがないので、研修実施者は見学実習などにより受講者の習熟度を見極めるよう留意するようにとある。また、令和6年7月1日付けこども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係の回答内容にもあるように、修了証書の交付について、研修は受講したが、子育て支援員としての知識や技術等を修得したと認められない場合、修了証書の交付はしかねるという判断もあり得るとの見解が示されている。これは、修了証書の交付が単に受講の結果のみを証明するのではなく、修了証書の交付を受けた者は、子育て支援員として全国の事業所等で保育に従事できる法的地位が付与されるためであると考えられる。そうすると、子育て支援員としての知識や技術等を修得したと認められない者に対して修了証書を交付しないという裁量が処分庁にあると認められるし、そのことに何ら不合理な点は認められない。

ウ 事前に知らされていないボイスレコーダーの持込み不可について、処分庁がその持込み等を理由に、審査請求人が子育て支援員としての知識や技術等を修得したと認められないとして、審査請求人に対し、修了証書を交付しなかった行為に違法又は不当な点があるか。

前記(3)オに記載のとおり、見学実習前に、研修事業者の■■■■氏が受講者に対し、見学実習時の注意事項として保育室への携帯電話の持込みを禁止する旨の案内を行っていたことが認められる。このことは、受講者Bの供述内容（保育室に携帯電話を持ち込んではいけなかったと言われていた。）とも符合するものである。また、令和6年5月10日付け「見学実習における注意事項」中「5. 実習における注意事項」に記載のとおり見学実習中は携帯電話の電源を切るように求められていたにもかかわらず、審査請求人は、前記(3)キに記載のとおり、保育室への持込みが禁止されていたボイスレコーダーを保育室に持ち込み、休憩時間中に受講者Bから稼働中のボイスレコーダーを視認され、ボイスレコーダーを使用して録音していた理由を説明し、受講者Bからの消去の要望に応じるとともに、その様子は周りにいた受講者

A、C、Dも見聞きしていたことが認められる。このような事実関係のもと、審査請求人は、処分庁の職員に対しては、ボイスレコーダーの持込みを認めながらも、録音していないのだから反省することはない（反省しなければならない理由はありますか）といった趣旨の発言を行っていたことが認められる。

そうすると、審査請求人は、本件研修について、全ての講義に出席し、見学実習に参加するとともに、見学実習レポートを提出したことは認められるが、研修内容等の留意点に記載のとおり、研修実施者に求められる受講者の習熟度を図る目的で実施した見学実習において、審査請求人が個人情報の適切な管理の必要性を理解していないと認められる事実があったので、処分庁が、シラバスで定める見学実習のポイントと配慮事項として掲げる「見学先の子どもや保育者に関する個人情報等の取扱いに留意することを理解する。」としている点に当てはめて、審査請求人は子育て支援員としての知識や技術等を修得したと認められないと判断し、修了証書を交付しなかったことに違法又は不当な点は認められない。

エ 処分庁が審査請求人に修了証書を交付しなかった行為に行政手続法に定める理由の提示義務があるか。

行政手続法が申請を拒否する処分を行う上で理由の提示を必要とするのは、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服申立ての便宜を与えるためと解されている（昭和38年5月31日最高裁第二小法廷判決）。また、このような理由付記制度の趣旨に鑑みれば、単に、当該規定の適用の基礎となった事実関係をも当然に知りうる場合を別として、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該処分が拒否されたのかを、当該申請者においてその記載自体から了知しうるものでなければならない（昭和60年1月22日最高裁第三小法廷判決）とされている。

修了証書の交付又は不交付については、前記アに記載のとおり、処分性が認められることから行政不服審査法の定めるところにより審査請求を行うことができることを踏まえると、行政手続法第8条第1項ただし書の適用がある場合を除き、書面をもって理由の提示が行われるべきとも考えられる。

そこで、本件において理由の提示があったか否かについて検討する。処分庁が審査請求人に交付した一部証書を見ると、「見学実習」及び「見学オリエンテーション」を未修了とし、この2科目を除く科目について修了したことが分かる内容となっているので、見学実習に関する科目の未修了が修了証書の不交付の理由であることが分かる。しかし、未修了となった理由については、この一部証書その他処分庁及び審査請求人から提出されたいずれの書類にも記載はないので、これでは、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該処分が拒否されたのかが分からないともいえる。一方で、これまで検討してきたように審査請求人は、事前に持ち込まないように説明を受け、また、「見学実習における注意事項」において見学実習中は、電源を切るように示されていた携帯電話について、その持込みが禁止されている趣旨を考えたときには、到底認められないボイスレコーダーを保育室に持ち込み、昼休憩中に稼働中のボイスレコーダーを他の受講者が視認するとともに、持込みの理由を説明し、データの消去を求められて消去した旨の発言をしていることから、審査請求人は録音を認めていたことが分かる。また、令和6年7月11日に処分庁の職員が審査請求人に対し電話にてボイスレコーダーの持込み自体が問題で、今後研修が実施できないかもしれない状態になっていることを説明していたことが分かる。審査請求人が提出した審査請求書にも「処分

庁は、ICレコーダーの携帯を問題視して、一部科目の修了を認定しなかったようである。」との記載がある。さらに、審査請求人は、見学実習の参加に当たり、令和6年5月29日付けで市長あてに個人情報の取扱いに関する誓約書を提出しており、この誓約書には「実習で知り得たお客様やご家族の情報等を他言しないこと。」といった内容が記載されている。ボイスレコーダーを使って園児や保護者のプライバシーに関する情報が録音され、その録音されたデータが保存されたボイスレコーダーが園外に持ち出された場合には、消去しない限り、いつでも容易かつ正確な内容で漏洩することができる環境ができるとともに、紛失等により本人の意思に反して漏洩することが起こり得る可能性があったといえる。そうすると、このような審査請求人の行為と個人情報の管理に関する認識が原因で修了証書の交付が行われなかったことは明白であり、一部証書の記載内容を見れば、審査請求人においていかなる事実関係に基づいて修了証書が交付されなかったかを了知できていたものと認められるし、このことにより審査請求に支障が生じていたとも認められない。

また、行政手続法第8条に定める理由の提示は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合に示さなければならないものである。そして、その申請とは、同法第2条第3号に規定され、「法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。」とされている。また、同条第1号において「法令」とは「法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例及び地方公共団体の執行機関の規則（規程を含む。）をいう。」とされている。これを本件に当てはめると、実施要綱に基づき行われる子育て支援員研修については、市が受講希望者からの申込みを受けて、市から受講の承諾を受けた者が研修を受講できるものである。「研修チラシ」及び「令和6年度八尾市子育て支援員研修受講のご案内」には、研修を修了した者には、修了証書を交付する旨の記載があることから、この研修の受講申込みについては、実質、修了証書の交付を求める行為を兼ねているものと考えられる。しかしながら、この受講申込みは法令に根拠を有するものではなく、また修了証書の交付についても、法令に基づいて行うものではなく、研修実施者である市長が、研修を修了したと認められる者に対し、実施要綱で定めるところにより行うものである。そうすると、修了証書の不交付には、行政手続法第8条の規定の適用はないものと認められるので、いずれにしても、理由の提示について、取り消すほどの違法性があるとは認められない。

オ 処分庁が審査請求人に対して修了証書を交付しなかった行為に行政不服審査法に定める教示義務があるか。

前記アで検討したように、修了証書の不交付は、行政不服審査法に規定する行政庁の処分に該当するので、教示義務があるところ、一部証書その他処分庁が審査請求人に通知した文書には、審査請求をすることができる旨の教示文の記載は見当たらない。

行政不服審査法が行政庁に教示を義務付ける趣旨は、行政処分に対して不服申立てをすることができる旨、不服申立てをすることができる期間を教示することにより行政処分を受けた者の不服申立てによる権利救済を図ることにあると解される。

この点、本件については、結果として有効な審査請求がなされていること、また、行政不服審査法第83条において教示が行われなかった場合であっても適法な不服申立てがなされたものとして扱う旨が規定されており、これは不服申立てに関する教示がなかったことが処分

取消事由とはならないことを前提にしているものと解される。

そうすると、教示がなかったことをもって、本件処分を取り消すほどの違法性があるとは認められない。

2 処分庁が審査請求人に対して行った一部証書の交付に、違法又は不当な点があったか否かについて

(1) 審査請求の趣旨

本審査請求の趣旨は、審査請求書に記載のとおり、修了証書の不交付に関する処分を取り消し、修了証書の交付を求めるものである。

(2) 修了証書の不交付の違法性等の有無

処分庁による修了証書の不交付について、違法又は不当な点がないことは上述したとおりであり、審査会としても本審査請求を棄却することは妥当であると認めるものである。

(3) 令和7年11月28日付け上申書等における審査請求人の主張

令和7年11月28日付け上申書において、審査請求人は、こども家庭庁に問い合わせた内容として、実施要綱上、履修した者から申請があれば全部認定か不認定のいずれかであり、一部修了認定はないとの回答であった。以上の見解によると、処分庁が行った一部修了認定は、実施要綱上もあり得ない処分であり、実施要綱により処分庁に付与された権限を逸脱した違法な決定であると主張する。また、令和8年1月30日付け反論書及び同年2月16日付け反論書においても処分庁が行った一部修了認定について違法性を主張している。

(4) 一部科目の修了の違法性等の有無

審査請求人は、処分庁による一部修了認定が違法であると主張するが、これは審査請求人には修了証書の交付を受ける権利があることを前提にした主張であると認められる。しかし、(2)に記載のとおり、処分庁が審査請求人に対して修了証書を交付しなかった行為に違法又は不当な点は認められない。また、仮に審査請求人の主張のとおり、履修した者から申請があれば全部認定か不認定のいずれかであり、一部修了認定はないとしても、処分庁は、審査請求人が個人情報の適切な管理の必要性を理解していないという点において、子育て支援員としての知識や技術等を修得したと認められないとして修了証書を交付しなかったもので、この点に違法又は不当な点がない以上、一部科目の修了が認められるか否かを審査しても、修了証書の交付が行われない点に変わりはない。そうすると、本審査請求の趣旨について、審査請求人が修了証書の交付を拒絶した処分を取り消し、修了証書の交付を求めるとしていることを踏まえると、修了証書の交付につながる主張でない限り、一部科目の修了の違法性を審査する理由がない。

第7 小括

修了証書の交付については、原則、全ての講義に出席し、見学実習に参加するとともに、レポートを提出することで、その交付を受けることができるものではあるが、本件研修については習熟度を判断する仕組みが設けられていないので、研修実施者には見学実習等によりその習熟度を見極めるように求められている。また、修了証書の交付を受けた者は、子育て支援員として全国の事業所等で保育に従事できる法的地位が付与されることを考え合わせると、仮に研修に全て出席した者であっても、見学実習等において、子育て支援員としての知識や技術等を修得したと

は認められない事実が判明した受講者に対しては、修了証書を交付しないという裁量が処分庁には認められるものと解される。

この点、審査請求人は、全ての講義に出席し、見学実習に参加するとともに、レポートの提出があったことが認められるが、審査請求人は、事前に持ち込まないように説明があった携帯電話について、その持込みが禁止されている趣旨を考えたときには、到底認められないボイスレコーダーを保育室に持ち込み、さらに令和6年5月10日付け「見学実習における注意事項」中「5. 実習における注意事項」に記載のとおり見学実習中は携帯電話の電源を切るように求められていたにもかかわらず、昼休憩中に稼働中のボイスレコーダーを他の受講者が視認するとともに、持込みの理由を説明し、データの消去を求められて消去した旨の発言をしていることから、審査請求人は録音を認めていたことが分かるし、審査請求人には、録音する理由と動機も認められる。

なお、昼休憩時に音声データが消去されたと考えたと、ボイスレコーダーに個人情報記録されていたとしても消去によって外部に漏洩することはなくなったといえる。また、審査請求人は、個人情報の取得や漏洩を目的にボイスレコーダーを持ち込んだのではなく、[REDACTED]のために研修内容を記録しようとしたものであり、悪意があったとは考えられない。

しかし、審査請求人は、見学実習の参加に当たり、令和6年5月29日付けで市長あてに個人情報の取扱いに関する誓約書を提出しており、この誓約書には「実習で知り得たお客様やご家族の情報等を他言しないこと。」といった内容が記載されている。ボイスレコーダーを使って園児や保護者のプライバシーに関する情報が録音され、その録音されたデータが保存されたボイスレコーダーが園外に持ち出された場合には、消去しない限り、いつでも容易かつ正確な内容で漏洩することができる環境ができるとともに、紛失等により本人の意思に反して漏洩することが起こり得る可能性があったといえる。

そうすると、結果として、こども園における個人情報の漏洩のおそれはなくなったといえるが、処分庁の職員に対し、ボイスレコーダーの持込みを認めながらも、録音していないのだから反省することはない（反省しなければならない理由はありますか）といった趣旨の発言を行っていたことが認められる状況下では、シラバスで定める見学実習のポイントと配慮事項において、「見学先の子どもや保育者に関する個人情報等の取扱いに留意することを理解する。」としている点で、審査請求人が個人情報の適切な管理の必要性を認識していないことがうかがわれる言動があったことを踏まえ、子育て支援員として子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したとは認められないとした処分庁の判断に誤りがあったとは考えられない。また、修了証書の交付を受けた者は、子育て支援員として全国の事業所等で保育に従事できる法的地位が付与される場所、このような状況では今後も同様の行為が行われるおそれを否定できず、保育の現場では児童や保護者の個人情報に接する機会が多くあり、それらの個人情報を適切に管理することが求められることを踏まえると、審査請求人に[REDACTED]、また録音データを消去している点を考慮してもやむを得ない判断であったと考える。

なお、処分庁が保護しようとするこども園における「個人情報」というのは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する「個人情報」に限らないと考える。録音は、その内容から特定の個人を識別することができなければ基本的には個人情報に該当しないと考えられるが、その他の情報と容易に照合ができ、それによって特定の個人を識別することができれば、当該情報と合わせて全体として個人情報に該当する場合があると考えられる。また、人は、その言動をみだりに録音されないことについて法律上保護されるべき人格的利益を有して

いると解されることから、園児等の当該人格的利益についても保護しようとするものと解される。

第8 結論

以上のことから、処分庁が審査請求人について子育て支援員として子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したとは認められないと判断し、修了証書を交付しなかった行為に違法又は不当な点は認められないので、本審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、これを是認するものである。

第9 当審査会における調査審議の経過

年 月 日	調査審議の内容
令和7年11月7日	諮問書の受理
令和7年11月19日	審査
令和7年12月23日	審査
令和8年1月16日	審査
令和8年2月17日	審査
令和8年3月13日	審査
令和8年3月27日	審査・答申

第10 当審査会の委員構成

役 職	氏 名	備 考
会 長	石 田 榮仁郎	大学名誉教授 弁護士
職務代理者	上 崎 哉	大学教授
	村 岡 悠 子	弁護士

八尾市行政不服審査会

会長 石 田 榮仁郎

委員 上 崎 哉

委員 村 岡 悠 子